

報道提供資料

令和8年2月27日



貝塚市

総合政策部 魅力づくり推進課
広報・シティプロモーション担当
藤木・遠藤
TEL:072-433-7059
FAX:072-433-7233

職員の懲戒処分について

令和8年2月26日付で、下記の通り懲戒処分をいたしましたのでご報告いたします。

記

正当な理由なく勤務を欠いた職員に対する処分

(事案)

令和6年10月8日から同年12月17日まで欠勤した事実があり、同年10月29日の人事課面談にて欠勤が長期化すると処分対象となる旨の口頭注意を受け、また、令和7年6月26日から休んでおり、令和7年9月1日付で同内容の文書による通知を受けていたにもかかわらず、病気休暇の期限である令和7年12月10日以降の診断書提出の催告にも応じず、21日以上の間勤務を欠いたため。

【被処分者の所属、役職及び年齢、処分内容】

会計課 職員 31歳 免職

問合せ先 総務部 人事課
TEL 072-433-7326
担当：奥野・古川